

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質
使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年10月1日(金)13時00分～14時35分

3. 場所: 原子力規制庁 10 階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、榭見主任安全審査官、真田安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 保安管理部 施設安全課 技術副主幹 他6名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年7月15日付けで申請のあった原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に関し、令和3年9月17日の面談における原子力規制庁の指摘事項について、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、説明内容に対する事実確認を行うとともに、主に以下の点を伝えた。

○セル、グローブボックス等で核燃料物質を一定期間保管する際の保管管理の実施体制について、分任核燃料管理者、BECKY 技術課長、核燃料取扱主任者及び臨界ホット試験技術部長の役割分担に基づき、想定している具体的な運用を説明すること。

○上記の具体的な運用の説明にあっては、例えば、BECKY 技術課長がユーザーとして保管申請の申請者となる場合、保管申請の確認を行うことができないことになるが、この場合は当該申請の確認を誰が行うことになるのかを明確にすること。

(3) 原子力機構から、本日の指摘を踏まえて資料を作成し、次回の面談で説明する旨の発言があった。

6. 提出資料

・原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定(第10編バックエンド研究施設の管理)の変更認可申請に伴うセル、グローブボックス等における核燃料物質の一定期間の保管について